なお、平成20事務年度に終了した検査において、金融商品取引業者等２業者から意見申出制度に基づく意見申出書の提出があり、検査対象先に審理結果を説明するとともに、その内容を検査結果通知書に反映させて通知している。

㈱　意見申出制度とは、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的として、平成13年10月以降に着手した検査において適用されている制度である。具体的には、検査中に検査官と被検査会社等が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項につき、被検査会社等は証券監視委事務局長あてに意見申出書を提出することができるが、これに対し証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果（案）を作成し、証券監視委が第三者的な視点からの審理を行うものである。意見申出事項の審理結果は、検査結果通知書に包含して回答することとなっている。

⑵　平成20事務年度に検査が終了したもの（平成19事務年度以前に検査着手したものを含む。）のうち、重大な法令違反が認められた18件については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告を行い、これを受けて監督部局等が行政処分等を行っている（第８「証券検査の結果に基づく勧告」参照）。

なお、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、被検査会社等に通知するとともに、監督部局へ連絡している。

⑶　平成20事務年度における特色は、以下のとおりである。

証券検査基本方針における重点検証分野として「公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証」を掲げ、金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行った。具体的には、政府において新たな空売り規制を導入したことを踏まえ、証券会社に対する検査においては、空売り規制の実効性を確保する観点から、新たな規制を含め、空売り規制及びフェイルに係る管理態勢を重点事項として掲げ、検証を行った。

別表　平成20事務年度の検査実施状況（参考）

	検査計画	検査着手	検査終了	検査対象業者等数
第一種金融商品取引業者	130	117	97	378
登録金融機関		25	25	1,156
金融商品仲介業者		0	0	536
第二種金融商品取引業者	—	1	1	1,278
適格機関投資家等特例業務届出者	—	0	0	3,850
投資運用業者	70	15	6	318
投資助言・代理業者		58	40	1,202
投資法人	—	7	3	55
自主規制機関	—	5	0	14
その他	—	0	0	—

（注１）　検査終了欄は、平成20事務年度に着手し、同年度末までに被検査会社等に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了した件数を表す。

（注２）　被検査会社等が複数の検査対象となる業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上している。

（注３）　このほか、財務局長等が単独で支店のみの検査を実施したものが16支店（うち、検査を終了したものは15支店）ある。

（注４）　検査対象業者等数は、平成21年６月末時点のものである。また、複数の業務を兼営している場合は、全ての業務先に計上している。

２　１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

平成20事務年度に検査着手した証券監視委検査及び財務局長等検査（支店単独検査を除く。）の１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、第一種金融商品取引業者115人・日（旧国内証券会社110人・日、旧外国証券会社218人・日、旧金融先物取引業者39人・日）、第二種金融商品取引業者88人・日、投資運用業者141人・日、投資助言・代理業者27人・日、登録金融機関36人・日、自主規制機関460人・日となっている。なお、第一種金融商品取引業者のうち旧国内証券会社の最少検査投入人員は15人・日、最多検査投入人員は1,204人・日となっている。

第６　テーマ別検査

本年１月５日、株券電子化が施行された。株券電子化は、これまでの株券の存在を前提としていた株主権の管理を、証券会社等の口座において電子的に行うという証券決済に関する制度改革であり、株主等の市場参加者に安全性、効率性、利便性の向上をもたらすものである。

証券監視委は、平成20事務年度において、株券電子化の円滑な制度施行に向け、株券電子化に向けた証券会社のシステムの整備状況について、一般検査の中で検証を行ってきたところである。具体的には、経営陣のリスク管理に対する取組み、株券電子化に係るリスク管理態勢のあり方、不測の事態への対応等について検証を行ったところである。

証券監視委においては、これまで証券会社のシステムリスク管理態勢の検証は行ってきたところであるが、今般のような株券電子化に向けた、いわゆるシステム開発プロジェクトに係る検証は、証券監視委にとっては初めてであった。

証券監視委・財務局監視官部門は、平成20年８月末から10月にかけて、計43社の証券会社に検査着手した。こうした検査を通じ、問題点を把握し、金融庁や自主規制機関と連携を図りながら、早期の改善を促すことにより、本年１月５日の円滑な制度施行につなげたところである。

第７　検査結果の概要

１　第一種金融商品取引業者等に対する検査

平成20事務年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（旧国内証券会社、旧外国証券会社、旧金融先物取引業者）及び登録金融機関をいう。以下本章において同じ。）は計145業者であるが、このうち70業者において問題点が認められた。これら70業者中、不公正取引に関するものは13業者、投資者保護に関するものは17業者、財産・経理等に関するものは27業者、その他業務運営に関するものは38業者となっている。

主な問題点は、以下のとおりである。

（なお、問題点のうち、勧告を行ったものについては、第８「１　第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告」で詳細を記述する。その他については、勧告は行っていないものの、金融商品取引業者等に対して問題点を通知している。）

⑴　不公正取引に関するもの

①　安定操作期間中の安定操作取引以外の買付け〔外証法第14条第１項において準用する証取法第42条第１項第10号に基づく外証府令第24条第20号において準用する行為規制府令第４条第６号ニ〕

当社は、当社の海外グループ会社との契約に基づき、いわゆる部分一任の買付けを行っているが、安定操作期間中の安定操作取引以外の当社の買付けについて、「安定操作取引以外の取引をすることができない者」の口座で買付け後、「安定操作取引以外の取引をすることができる者」の口座に付け替えた。

②　法人関係情報に係る不公正取引の防止上十分でないと認められる管理の状況〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第５号〕

当社は、顧客による内部者取引の未然防止のため、必要な規程を整備し、重要事実公表日までの一定期間内に対象銘柄の売買を行った内部者登録者を抽出して委託注文書を送付するなどして内部者取引の未然防止を図っているものの、単元未満の株式の持分（いわゆる「ミニ株」）の売買を行った顧客については、当該抽出の対象としておらず、内部者取引の未然防止措置を講じていなかった。

③　空売りの明示確認に係る内部管理態勢の不備

当社では、ＦＩＸ（Financial Information eXchange）による株券の実売りの注文において、多数回にわたってフェイルを発生させている顧客があるにもかかわらず、このような顧客に対し、発生原因を確認していないばかりでなく、その発生原因の確認を行う部署すら定めていなかった。

㈱　ＦＩＸとは、顧客と証券会社との間の受発注等を電子データにより行うものである。